

定期健康診断等の単価契約

仕様書

1. 件名

定期健康診断等の単価契約

2. 目的

本仕様書は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの健康管理等の一環として実施する、労働安全衛生法（労働安全衛生規則第44条、45条、52条の9項、電離放射線障害防止規則第56条、特定化学物質等障害予防規則第39条、有機溶剤中毒予防規則第29条）に基づく定期健康診断、健康状態の把握及び疾病の早期発見のための生活習慣病予防健康診断等を受注者に請負わせる為の仕様について定めたものである。

受注者は、関係法令等を十分理解し、受注者の責任と負担において、本業務を実施するものとする。

3. 実施場所

岡山県苫田郡鏡野町上齋原 1550 番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター構内及び構外指定場所

4. 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

5. 健康診断等項目、実施予定期間及び対象者、予定人数

	健康診断等項目	実施予定期間	対象者	予定人数
1	一般健康診断	令和8年6月（通常） 異動等未受診者（通年）	職員等	100名
	追加検査（尿潜血）	令和8年6月（通常）		
2	一般健康診断（特定業務従事者）	令和8年12月	〃	10名
	追加検査（尿潜血）	令和8年12月		
3	一般健康診断（特定業務従事者） ○医師の指示により血液検査、心電図を省略した場合	令和8年12月	〃	70名
	追加検査（HbA1c、尿潜血、血糖）	令和8年12月		
4	心電図検査 ○特定業務従事者が生活習慣病健診を受診する場合に追加	令和8年12月	〃	10名
	有機溶剤健康診断	令和8年6月（第1回） 令和8年12月（第2回）		

	追加検査 (トルエン) 尿中馬尿酸 (キシレン) 尿中メチル馬尿酸 (ノルマルヘキサン) 2.5-ヘキサンジオン (スチレン) マンデル酸、フェニルギリオシル酸、肝機能検査、白血球数、白血球百分率 (1.1.1-トリクロルエタン) 総三塩化物 (N,N-ジメチルホルムアミド) N-メチルホルムアミド (二硫化水素) 眼底検査			2名 (1名／回)
6	特定化学物質健康診断	"	"	10名 (5名／回)
7	定期 情報機器作業検診 (定期 基本)	令和8年6月	"	20名
	情報機器作業検診 (定期 40歳以上)	令和8年6月	"	20名
	配置前 情報機器作業検診 (定期 基本)	令和8年6月 (通年)	"	20名
	情報機器作業検診 (配置前)	令和8年6月 (通年)	"	20名
8	電離放射線業務従事者健康診断	令和8年6月 (第1回) 令和8年12月 (第2回) 異動等未受診者 (通年)	"	70名／回
9	生活習慣病予防健康診断	令和8年12月	"	60名
10	腹部超音波検査	"	"	50名
11	各種がん検診	令和8年12月	"	大腸：40名 肺：40名 前立：40名 乳：10名

※1 各健康診断等の詳細項目は別紙のとおりとする。

※2 各健康診断等の実施日については、別途協議して決定するものとする。

6. 支給品及び貸与品

- (1) 本業務に必要な器具、資材等は全て受注者の責任と負担において準備し、本業務に支障のないようにすること。
- (2) 本業務に必要な電力、水及び土地の使用については、無償とする。但し、節電・節水に努めるとともに、使用については承認を得るものとする。

7. 提出書類

- (1) 個人別検査結果 (受検者通知用) 各検査の都度 1部
- (2) 事業場用個人票 " 1部
- (3) 健康診断結果一覧表 " 1部

(4) 健康診断結果所見集計表 " 1 部

(5) 電子データ* 定期的な健診終了後 6 週間以内 1 枚

*健康診断検査結果報告は CSV 形式とし、次のとおりとする。

データ媒体は CD 等とし、定期的な健診終了後 6 週間以内に提出のこと。

なお、異動時や雇入れ時に実施をした各種健診データについては、直近に実施する定期的な健診データの提出と合わせて提出すること。

(提出場所)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター総務・共生課

8. 検収条件

上記 7 項に定める提出書類の確認及び仕様書の定めるところに従って、業務が実施されたと機構が認めたときをもって業務完了とする。

9. 検査員

一般検査 管財担当課長

10. 特記事項

(1) 業務実施詳細については、双方協議のうえ決定する。但し、機構の都合により日程等の調整及び健康診断項目の変更等が必要となった場合には、迅速に対応するものとする。

(2) 機構が検査結果報告書受領後、再検査を必要と認めた者について、受注者は速やかに再検査等の対処をするものとする。

(3) 各健康診断実施にあたり、3 日間程度継続して実施できる体制を整えるものとする。

(4) 情報管理を適切に実施できる体制を整えるものとする。

(5) 本業務の実施時期については、機構、受注者協議のうえ決定するものとする。

(6) 「生活習慣病予防健康診断」に係る費用の負担区分は次のとおりとする。

機構負担

①満 38 歳以上の者 (腹部エコー含む)

②特定業務従事者健康診断費

原子力健康保険組合負担

①満 38 歳未満で特定業務従事者健康診断対象外の者

②満 38 歳未満且つ特定業務従事者健康診断対象者で、生活習慣病予防健診の受診を希望した者の特定業務従事者健康診断費を除いた費用

③満 38 歳未満の受診者の腹部エコー

(7) 特定業務従事者健康診断の省略しない項目を受ける必要がある者で、生活習慣病予防健診の受診を希望した者については、生活習慣病予防健診と心電図検査を受けるものとする。

(8) 「各種がん検診」に係る費用は、原子力健康保険組合の負担とする。

(9) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、

技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を当機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、もしくは無償で提供することはできない。但し、あらかじめ書面により機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (10) 受注者は、機構の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外に利用又は加工し、又は機構の承認なしに第三者に提供してはならない。
- (11) 個人情報の取り扱いに当たって疑義が生じた場合等に行う、機構の確認又は調査について、誠実な対応を行うものとする。
- (12) 受注者は、本業務において使用した注射針等の感染性廃棄物の運搬・処理・処分について、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うものとする。
- (13) 本仕様書に明記のない場合又は疑義を生じた場合は、速やかに機構担当者と協議のうえ決定し、指示に従うものとする。

11. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

別紙

1. 一般健康診断

項目		検査内容
1	各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無
2	診察	問視診
3	身体計測	身長、体重、BMI指数、腹囲測定
4	視力・聴力	裸眼又は矯正視力、オージオメーター(1,000Hz、4,000Hz)
5	胸部X線検査	直接撮影
6	血圧測定	安静座位
7	貧血検査	赤血球数、血色素量
8	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
9	血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪
10	血糖検査	GLU、HbA1c(NGSP値)
11	尿検査	糖・蛋白
12	心電図検査	安静12誘導
13	尿潜血	【追加検査】尿検査により蛋白が確認された者のみ

※ 対象者は年1回必ず受診する。

2. 一般健康診断(特定業務従事者)

項目		検査内容
1	各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無
2	診察	問視診
3	身体計測	身長、体重、BMI指数、腹囲測定
4	視力・聴力	裸眼又は矯正視力、オージオメーター(1,000Hz、4,000Hz)
5	血圧測定	安静座位
6	貧血検査	赤血球数、血色素量
7	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
8	血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪
9	血糖検査	GLU、HbA1c(NGSP値)
10	尿検査	糖・蛋白
11	心電図検査	安静12誘導
12	尿潜血	【追加検査】尿検査により蛋白が確認された者のみ

別紙

3. 一般健康診断（特定業務従事者）

○医師の指示により血液検査、心電図を省略した場合

項目	検査内容											
1 各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無											
2 診察	問視診											
3 身体計測	身長、体重、BMI指數、腹囲測定											
4 視力・聴力	裸眼又は矯正視力、オージオメーター（1,000Hz、4,000Hz）											
5 血圧測定	安静座位											
6 尿検査	糖・蛋白											
7 HbA1c (NGSP値)	<p>【追加検査】下表に該当する者又は尿糖2+以上の者のみ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>食後時間 (T)</th> <th>血糖値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>空腹</td> <td>110～115 mg/dl</td> </tr> <tr> <td>T ≤ 2</td> <td>140～179 mg/dl</td> </tr> <tr> <td>2 < T ≤ 3</td> <td>120～159 mg/dl</td> </tr> <tr> <td>3 < T ≤ 4</td> <td>120～159 mg/dl</td> </tr> </tbody> </table>		食後時間 (T)	血糖値	空腹	110～115 mg/dl	T ≤ 2	140～179 mg/dl	2 < T ≤ 3	120～159 mg/dl	3 < T ≤ 4	120～159 mg/dl
食後時間 (T)	血糖値											
空腹	110～115 mg/dl											
T ≤ 2	140～179 mg/dl											
2 < T ≤ 3	120～159 mg/dl											
3 < T ≤ 4	120～159 mg/dl											
8 尿潜血	【追加検査】尿検査により蛋白が確認された者のみ											
9 血糖	【追加検査】尿糖+の者のみ											

4. 一般健康診断（特定業務従事者）

○特定業務従事者健康診断の省略しない項目を受ける必要がある者で、生活習慣病予防健診の受診を希望した者

1	心電図検査	安静12誘導
---	-------	--------

5. 有機溶剤健康診断（基本項目）

項目	検査内容	
1 各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無	
2 診察	問視診	
3 肝機能検査※	GOT、GPT、γ-GTP	
4 追加検査項目	取扱物質に応じた検査項目を実施すること	

※ 対象者が一般健康診断又は生活習慣病予防健康診断を受診する場合は省略する。

※ 法令で定められた省略の条件を満たした場合、後期は省略する。

6. 特定化学物質健康診断（種類：フッ化水素）

項目	検査内容	
1 各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無	
2 診察	問視診	

※ 法令で定められた省略の条件を満たした場合、後期は省略する。

別紙

7. 情報機器作業検診

項目	検査内容	配置前	定期
1 業務歴の調査	問診	○	○
2 既往歴の調査	問診	○	○
3 自覚症状の有無の調査	問診	○	○
4 眼科学的検査	遠見視力検査*	○	○
	近見視力検査* (50cm視力又は30cm視力)	○	○
	屈折検査 (問診、遠見視力及び近見視力に異常がない場合は、省略可)	○	○
	眼位検査	○ 自覚症状がある者のみ	△ (40歳以上の者が対象)遠見視力及び近見視力に異常がない場合は省略可)
	調節機能検査		
5 筋骨格系に関する検査	上肢の運動機能、圧痛点等の検査 (問診において異常が認められない場合は、省略可)	○	○
6 その他	医師が必要と認める検査	○	○

○：必須条件

△：医師の判断により必要と認められた場合に行う

*：矯正視力のみ

8. 電離放射線業務従事者健康診断

項目	検査内容
1 各種調査	被ばく歴の有無の調査、白内障に関する眼の検査、皮膚の検査
2 問診	問視診
3 血液検査	赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、白血球百分率

別紙

9. 生活習慣病予防健康診断

項目		検査内容
1	各種調査	既往歴及び業務歴、自覚症状及び他覚症状の有無
2	診察	問視診、聴打診
3	身体計測	身長、体重、BMI指数、腹囲測定
4	視力・聴力	裸眼又は矯正視力、オージオメーター(1,000Hz、4,000Hz)
5	血圧測定	安静座位
6	貧血検査	赤血球数、血色素量
7	肝機能検査	GOT、GPT、γ-GTP
8	血中脂質検査	LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪
9	腎機能検査	クレアチニン、尿素窒素、尿酸
10	血糖検査	GLU、HbA1c(NGSP値)
11	尿検査	糖・蛋白・潜血
12	眼底検査	片眼

10. 腹部超音波検査

項目		検査内容
1	腹部	肝臓、胆臓、腎臓、脾臓、脾臓

11. 各種がん検診

項目		検査内容
1	肺がん	喀痰細胞診
2	大腸がん	便潜血
3	前立腺がん※	PSA
4	乳がん	マンモグラフィー(2方向)

※ 満50歳以上の男性を対象とする。